

# 平成28年12月定例県議会の概要

目 次

- 1 平成28年12月定例県議会提出補正予算・予算外議案の概要  
 (教育委員会に関わるもののみ)
- 議第93号 平成28年度奈良県一般会計補正予算案(第3号) ······ 4
- 議第98号 奈良県議會議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びに  
 その支給条例等の一部を改正する条例 ······ 6
- 報第29号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について ··· 19

2 平成28年12月定例県議会代表・一般質問(H28.12.7~12.12)の概要

月 日	代表・一般 の 别	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	答弁者	頁
12月7日	代表質問	粒谷議員 (自民党奈良)	いじめ問題について	教育長	24
		阪口議員 (創生奈良)	県立畝傍高等学校プールにおける 飛び込み事故にかかる専決処分と 今後の事故防止について	教育長	25
		今井議員 (日本共産党)	過労死を生み出さない働き方改革 について	教育長	26
			就学援助制度について	教育長	27
12月8日	代表質問	藤野議員 (民進党)	教育問題について (1) 奈良県教育大綱に基づいた 取組について	知事	28
			教育問題について (2) 学習意欲の向上を目指す取 組について	教育長	30
12月9日	一般質問	森山議員 (民進党)	奈良県教育振興大綱における取組 について	教育長	31
		梶川議員 (創生奈良)	学校における運動部活動について	教育長	32
12月12 日	一般質問	中野議員 (自由民主党)	道徳教育の充実について	教育長	33

3 文教くらし委員会（期中委員会）の質問概要

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
12月13日	阪口委員 (創生奈良)	県立畝傍高校で起こったプール事故について	保健体育課長	36
		教職員の人事異動と教員採用試験での講師の加点について	教職員課長	37
		部活動活動について	保健体育課長	38
	森山委員 (民進党)	奈良県教育振興大綱における取組について	教育次長	39
	岡委員 (公明党)	生活支援アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）の活用について	生徒指導支援室長	39
		畝傍高校プール事故の和解に関する対応について	学校支援課長 教育長	40
	佐藤委員 (日本維新の会)	いじめ問題について	生徒指導支援室長	42
		教職員の今後の採用について	教職員課長	43
	田中副委員長 (民進党)	小中一貫教育について	学校教育課長	44
		ICT教育の充実について	教育長	45
	宮本委員長 (日本共産党)	学校の適正規模・適正化について	学校教育課長	45
		全国学力・学習状況調査について	学校教育課長 教育長	46
		小中学校のトイレの洋式化について	学校支援課長	47

4 総務警察委員会（期中委員会）の質問概要

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
12月14日	川田委員 (日本維新の会)	地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について	教育長	50

- 5 「平成28年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（平成27年度対象）」について 53
- 6 文教くらし委員長報告 ······ 53
- 7 総務警察委員長報告 ······ 54

平成28年12月定例県議会  
提出議案の概要

2 平成28年度奈良県一般会計補正予算案（第3号）12,130,650千円

繰越明許費 新規	10,393,504千円
債務負担行為 追加	1,345,794千円 変更 480,000千円

【総括表】

政策課題別内訳 (金額欄は再掲を除く)

(単位：千円)

1 産業構造の改革	461,100
2 県内就業の促進	20,270
3 観光の振興	334,000
4 農・畜産・水産業の振興	265,420
5 医療の充実	136,800
6 福祉の充実	債務負担行為のみ
7 文化の振興	636,123
8 安全・安心の確保	2,916
9 景観・環境の保全と創造	10,500
10 南部地域・東部地域の振興	3,927,700
11 効率的・効果的な基盤整備	3,846,543
12 その他	2,489,278

財源内訳

(単位：千円)

特 定 財 源	分担金及び負担金	26,626
	国庫支出金	5,033,793
	諸収入	41,000
	県債	4,517,600
	一般財源	2,511,631

一般財源の内訳

(単位：千円)

地方交付税	89,095
繰越金	2,422,536

予算の規模

(単位：千円)

補正後予算総額	509,619,686
当初予算比	2.9%増
前年度同期比	3.2%増

## 7 文化の振興

事 業 名	事 業 内 容	金 額	担 当 部 局 ・課 室 名
文化財保存事業費補助金 民間実施	国指定文化財の修理に関する補助 正暦寺福寿院客殿及び台所 負担区分 国70%・県4%・実施主体26%	1,640	教 育 委 員 会 文 化 財 保 存 課
重要文化財等修理受託事業 県実施	国指定文化財の修理 正暦寺福寿院客殿及び台所 負担区分 国70%・県4%・実施主体26%	41,000	教 育 委 員 会 文 化 財 保 存 事 務 所

## 12 その他

事 業 名	事 業 内 容	金 額	担 当 部 局 ・課 室 名
給与改定に伴う増額 県実施	特別職及び一般職の職員の給与改定による増額 特別職 期末手当支給月数 + 0.1月 一般職 給料の改定率 平均 0.2% 勤勉手当支給月数 + 0.1月 地域手当 + 0.2% 負担区分 県10/10、国1/3・県2/3	999,278	全 部 局 〔 総 務 部 人 事 課 〕

## 【縁越明許費補正】

### 新 規

事 業 名	金 額	縁 越 理 由	担 当 部 局 ・課 室 名
文化財保存事業費補助金	2,640	同 上	教 育 委 員 会 文 化 財 保 存 課
重要文化財等修理受託事業	66,000	同 上	教 育 委 員 会 文 化 財 保 存 事 務 所

条 例 名	理 由	要 旨																								
奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正 手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例	県議会議員及び知事等の 期末手当の額を改定するた め、所要の改正をしようと するものである。	<p>第1 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並び にその支給条例の一部改正</p> <p>期末手当の額を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 平成28年度</p> <table> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 65月分</td> <td>→</td> <td>1. 75月分</td> </tr> </table> <p>(2) 平成29年度以降</p> <table> <tr> <td>6月期</td> <td>1. 50月分</td> <td>→</td> <td>1. 55月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 75月分</td> <td>→</td> <td>1. 70月分</td> </tr> </table> <p>(第8条関係)</p> <p>第2 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正 期末手当の額を次のとおり改定する。</p> <p>(1) 平成28年度</p> <table> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 65月分</td> <td>→</td> <td>1. 75月分</td> </tr> </table> <p>(2) 平成29年度以降</p> <table> <tr> <td>6月期</td> <td>1. 50月分</td> <td>→</td> <td>1. 55月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1. 75月分</td> <td>→</td> <td>1. 70月分</td> </tr> </table> <p>(第5条関係)</p> <p>第3 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改 正</p> <p>期末手当の額を次のとおり改定する。</p>	12月期	1. 65月分	→	1. 75月分	6月期	1. 50月分	→	1. 55月分	12月期	1. 75月分	→	1. 70月分	12月期	1. 65月分	→	1. 75月分	6月期	1. 50月分	→	1. 55月分	12月期	1. 75月分	→	1. 70月分
12月期	1. 65月分	→	1. 75月分																							
6月期	1. 50月分	→	1. 55月分																							
12月期	1. 75月分	→	1. 70月分																							
12月期	1. 65月分	→	1. 75月分																							
6月期	1. 50月分	→	1. 55月分																							
12月期	1. 75月分	→	1. 70月分																							

条 例 名	理 由	要 旨
		<p>(1) 平成28年度 12月期 1. 65月分 → 1. 75月分</p> <p>(2) 平成29年度以降 6月期 1. 50月分 → 1. 55月分 12月期 1. 75月分 → 1. 70月分</p> <p>(第4条関係)</p>
第4 教育長の給与等に関する条例の一部改正 期末手当の額を次のとおり改定する。		<p>(1) 平成28年度 12月期 1. 65月分 → 1. 75月分</p> <p>(2) 平成29年度以降 6月期 1. 50月分 → 1. 55月分 12月期 1. 75月分 → 1. 70月分</p> <p>(第4条関係)</p>
第5 施行期日等		<p>1 平成28年12月26日から施行する。ただし、第1の(2)、第2の(2)、 第3の(2)及び第4の(2)は、平成29年4月1日から施行する。 2 第1の(1)、第2の(1)、第3の(1)及び第4の(1)は、平成28年12 月1日から適用する。 3 その他所要の経過規定を置く。</p>

条 例 名	理 由 要 旨
	(附則關係)

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例（案）

（奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正）

第一条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（昭和三十一年十月奈良県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第二条 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

（知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第三条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和二十一年七月奈良県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第四条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

（委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

第五条 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第六条 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第七条 教育長の給与等に関する条例（昭和三十一年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百六十五」を「百分の百七十五」に改める。

第八条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第四条ただし書中「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百七十五」を「百分の百七十」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日等)

- 1 この条例は、平成二十八年十二月二十六日から施行する。ただし、第一条、第四条、第六条及び第八条の規定は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例（以下「改正後の議員報酬額等条例」という。）の規定、第三条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の知事等給与条例」という。）の規定、第五条の規定による改正後の委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例（以下「改正後の委員会の委員等給与等条例」という。）の規定及び第七条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定は、平成二十八年十二月一日から適用する。

##### (手当の内扱)

- 3 改正後の議員報酬額等条例、改正後の知事等給与条例、改正後の委員会の委員等給与等条例又は改正後の教育長給与条例の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例、第三条の規定による改正前の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例、第五条の規定による改正前の委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例又は第七条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議員報酬額等条例、改正後の知事等給与条例、改正後の委員会の委員等給与等条例又は改正後の教育長給与条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

一 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正（第一条関係）

改 正 案	現 行
(期末手当の額)	(期末手当の額)
<p>第八条 議員で六月一日及び十二月一日（次項においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者には、それぞれの期間につき、期末手当として議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に県職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第八条 議員で六月一日及び十二月一日（次項においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者には、それぞれの期間につき、期末手当として議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に県職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項中「百分の百二十一・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p> <p>2 略</p>

二 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正（  
第二条関係）

改 正 案	現 行
(期末手当の額)	(期末手当の額)
<p>第八条 議員で六月一日及び十二月一日（次項においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者には、それぞれの期間につき、期末手当として議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に県職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p> <p>2 暫</p>	<p>第八条 議員で六月一日及び十二月一日（次項においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する者には、それぞれの期間につき、期末手当として議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に百分の四十五を乗じて得た額の合計額に県職員の例により一定の割合を乗じて得た額を支給する。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>2 暫</p>

三 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第三条関係）

改 正 案	現 行
<p>第五条 地域手当、通勤手当及び期末手当については、県職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>	<p>第五条 地域手当、通勤手当及び期末手当については、県職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>

四 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第四条関係）

改 正 案	現 行
<p>第五条 地域手当、運動手当及び期末手当については、県職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十二号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の一十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「<u>百分の百五十五</u>」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「<u>百分の百七十</u>」とする。</p>	<p>第五条 地域手当、運動手当及び期末手当については、県職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十二号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の一十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「<u>百分の百五十</u>」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「<u>百分の百七十五</u>」とする。</p>

五 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第五条関係）

改 正 案	現 行
<p>(地域手当等)</p> <p>第四条 常勤の委員の地域手当、期末手当及び通勤手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の一十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>(地域手当等)</p> <p>第四条 常勤の委員の地域手当、期末手当及び通勤手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の一十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p> <p>2 略</p>

六 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正（第六条関係）

改 正 案	現 行
<p>(地域手当等)</p> <p>第四条 常勤の委員の地域手当、期末手当及び通勤手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第二十二号）第十九条第一項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十」とする。</p>	<p>(地域手当等)</p> <p>第四条 常勤の委員の地域手当、期末手当及び通勤手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第一項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>
2 略	2 略

七 教育長の給与等に関する条例の一部改正（第七条関係）

改 正 案	現 行
<p>(地域手当、通勤手当及び期末手当)</p> <p>第四条 地域手当、通勤手当及び期末手当については、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>	<p>(地域手当、通勤手当及び期末手当)</p> <p>第四条 地域手当、通勤手当及び期末手当については、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」とする。</p>

八 教育長の給与等に関する条例の一部改正（第八条関係）

改 正 案	現 行
<p>（地域手当、通勤手当及び期末手当）</p> <p>第四条 地域手当、通勤手当及び期末手当については、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>	<p>（地域手当、通勤手当及び期末手当）</p> <p>第四条 地域手当、通勤手当及び期末手当については、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百七十五」とする。</p>

1 平成28年度奈良県一般会計補正予算（第2号） 100,000千円

【総括表】

政策課題別内訳

(単位：千円)

そ の 他	100,000
-------	---------

財 源 内 訳

(単位：千円)

諸 収 入	50,000
一 般 財 源	50,000

一般財源の内訳

(単位：千円)

繰 越 金	50,000
-------	--------

予 算 の 規 模

(単位：千円)

補 正 後 予 算 総 額	497,489,036
当 初 予 算 比	0.5%増
前 年 度 同 期 比	1.1%増

【事業概要】

その他

事 業 名	事 業 内 容	金 額	担 当 部 局 ・課 室 名
県立畠傍高等学校プール 事故損害賠償金 県実施	県立畠傍高等学校プールにおける飛び込み事故にかかる和解に伴う損害賠償金 負担区分 保険金を除き県10/10	千円 100,000	教 育 委 員 会 保 健 体 育 課

和解及び損害賠償額の決定について

県立敵傍高等学校プールにおける飛び込み事故について、次のとおり和解し、損害賠償の額を定める。

平成28年10月17日専決

奈良県知事 荒井正吾

和解	事 件		県立敵傍高等学校プールにおける飛び込み事故
	相手方	地 址	
損害賠償額	金額	100,000,000円	大阪府藤井寺市小山1丁目15番3-303号 大向優貴
	相手方		



平成28年12月定例県議会

代表・一般質問の概要

## 12月7日代表質問

質問者：粒谷議員（自民党奈良）	答弁者：教育長	所管：生徒指導支援室
-----------------	---------	------------

### 【質問要旨】

#### ○いじめ問題について

本県の子どもたちのいじめの状況はどうか。また、今後、スクールカウンセラーをはじめとする専門的知識や技能をもつ外部人材の活用の一層の充実を含めて、県教育委員会として、いじめの問題にどのように取り組んでいくのか。

### 【答弁要旨】

本年3月に策定した、本県のいじめ防止基本方針には、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、県や学校が実施する取組を具体的に定めています。現在、県ではこの基本方針に基づき、教育委員会、学校、こども家庭相談センターなどにより構成する「いじめ対策連絡協議会」を設け、これまで2回の協議会を開催し、本県のいじめの現状や、相談体制の充実、未然防止の対策等について協議を行いました。

本県におけるいじめの現状については、平成27年度県内国公私立小・中・高等学校で4,233件認知され、前年度の約3倍となっています。これは、これまでトラブルと捉えていた事例をいじめと認知するなど、教職員がきめ細かな見守りと積極的な認知に努めた上で、丁寧に解消に向けた取組を行っている結果の表れであり、基本方針に沿った対応であると連絡協議会でも確認されました。

また、県教育委員会では、相談体制の充実を図るため、平成27年度から県内全ての公立中学校にスクールカウンセラーを配置し、校区内の小学校からの相談にも応じています。更に、平成28年度は社会福祉士等の資格をもつスクールソーシャルワーカーを3名から7名に増員し、課題のある学校へ派遣するとともに、必要に応じてケース会議を行い、福祉や医療をはじめとする関係機関との連携も図っています。

相談体制の在り方やスクールカウンセラー等の配置の充実については、連絡協議会等の意見等を踏まえて対応してまいりますが、今後は、いじめや不登校の問題を主として担当する生徒指導支援室が、これまでの生徒からのメール相談に加えて、電話相談や教育研究所での来所相談にも、専門性をもった外部人材を活用しながら応じるなど、いじめや不登校への対応をより効果的に推進してまいります。

### 【要望要旨】

いじめへの対応は、いじめをゼロにする気持ちで取り組むことが必要。

外部専門家の増員をはじめ、県教委が努力していることは理解する。

今後、学校現場への指導をしっかりと行き、将来ある子どもに、二度と悲しい事件が起こらないよう取り組んでいただきたい。

いじめの問題には予算が必要、マンパワーが必要。次年度予算では、教育分野、警察分野での思い切っためりはりのある予算措置を要望する。

## 12月7日代表質問

質問者：阪口議員（創生奈良）

答弁者：教育長

所管：保健体育課

学校支援課

### 【質問要旨】

○県立畠傍高等学校プールにおける飛び込み事故にかかる専決処分と今後の事故防止について

議会に対する十分な説明がなく、本事案にかかる専決処分が行われたことについての所見、並びに事故原因の分析や今後の学校での事故防止についての対応を伺いたい。

### 【答弁要旨】

県立畠傍高等学校の水泳部に所属していた卒業生が、平成24年の夏に同校プールで飛び込み事故に遭い、提起した訴訟の第一審判決が本年4月にありましたが、原告の同卒業生は、その判決を不服として控訴されました。

県としては、控訴人が提示した県の過失割合などが過大であったことから、再度司法の判断に委ねるため、8月12日付けで附帯控訴を行い、先の9月定例県議会において専決処分の承認を頂いたところです。

一方、今回の和解は大阪高等裁判所から提示された和解案を根拠とするものであり、9月16日に県の代理人弁護士を通して受理しました。県としては、本和解案は司法が下した公式見解であることから、県の顧問弁護士等とも相談し、当和解案は県の主張が相当程度認められたものであると考えておりました。

こののち、9月定例議会終了後の10月11日に原告が和解に応じる意向であることが判明したことから和解の成立要件が整い、大阪高等裁判所が提示した和解期日である10月17日に和解が成立しました。このような経緯のもと専決に至った訳ですが、今後共より丁寧かつ詳細な説明に努めて参ります。

また、事故原因及び防止策については、第一審判決後の5月に開催した県内国公私立の全小中高等学校等を対象とする「学校体育担当者会議」や「水泳プール安全衛生管理講習会」などの場において、飛び込み事故防止を含めた学校プールの安全対策に関する注意喚起を行いました。

さらに、今回の事故を重く受け止め、県立学校や市町村立学校に対して、プールの安全確保に関する文書通知を5月末に行うとともに、一層の安全管理に万全を期すため、各県立学校のプールサイド等にプールの安全等に関する看板を設置しました。

県教委としては、二度とこのような事故を起こさないために、今後もプールを含む学校事故を分析し、安全対策に注力してまいる所存です。

質問者 今井議員(日本共産党)	答弁者 教育長	所管 保健体育課
-----------------	---------	----------

【質問要旨】

○過労死を生み出さない働き方改革について

(3) 奈良県においても、教員の長時間労働をなくすために、部活動の実態を把握した上で、「週1回以上の部活を行わない日」を義務化すべきと考えるがどうか。

【答弁要旨】

生徒の自主的・自発的な参加により行われる、部活動は、スポーツや文化等に親しませるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、勝利を追求するあまり本来の目的を見失うなど生徒・教員ともに、様々な弊害を生むと認識しています。

県教育委員会では、部活動が生徒・教員の過重負担とならないよう、従前より、中・高等学校においては、週一日以上の休養日を設定するようお願いしていますが、本年度、県教委で公立中・高等学校を対象として調査を実施したところ、運動部活動において休養日を設定していると回答した中学校は40%、高等学校は44%と十分に主旨が徹底されていないことが分かりました。

また、他の調査においても、部活動等の課外活動の指導時間が特に長く、これが長時間労働の原因のひとつとなっています。

これらのこと踏まえ、すべての部活動において、週一日の休養日の設定を徹底するため、中学校・高等学校校長会及び各体育連盟等の関係団体と協議を重ねており、1月中旬を目途に、市町村教育委員会及び県立学校に通知し、周知していくたいと考えています。また、今後は、年に1度の実態調査を実施することにより、その徹底に努めて参る所存です。

## 1.2月7日代表質問

質問者：今井議員（日本共産党）

答弁者：教育長

所管：学校教育課

### 【質問要旨】

#### ○就学援助制度について

就学援助制度のうち、特に「新入学児童生徒学用品費」について、実施主体である市町村は、保護者への支給金額及び支給時期を、実態に見合うよう見直すべきと考える。この点について教育長の考え方を伺いたい。

### 【答弁要旨】

就学援助は、経済的理由により小学校・中学校での就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村が学用品や通学用品等の購入費用を援助する制度です。

このうち、新入学児童生徒学用品費は、特に1年生を持つ保護者に支給されるものですが、多くの市町村では、この支給額を、毎年度、国が示す要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を参考に定めています。

この予算単価は、国が隔年で実施する「子供の学習費調査」の結果と比較しても、小・中学校とも低い金額で設定されていると思われるため、県教育委員会では、全国都道府県教育長協議会を通じて、国に対し単価の引き上げを要望しているところです。

次に、市町村が、新入学児童生徒学用品費を支給する時期についてですが、議員お述べのとおり、王寺町では、来年度の新入生から3月上旬に支給を行うよう制度の運用を変更する予定と聞いています。現状、多くの市町村では、就学援助の認定手続を、前年所得の確定を待って行うため、保護者への支給時期は7月から9月となっています。これは、所得確定前に就学援助の対象者として、一旦、認定を行っても、その後、世帯員に一定以上の所得が判明すると、当該認定を取り消し、支給した金額の返還を求めねばならなくなる場合を心配しての取扱であることです。

これまで、県教育委員会では、県内市町村との連携を密にし、担当職員向けに事務手引きを作成したり、他府県市町村の制度運用状況を調査し、この結果を情報提供を行うなどの支援を行って参りました。この度の王寺町の取組みについても、先月、事務の参考にして頂けるよう情報提供を行ったところです。今後とも、市町村の就学援助制度が適切に運用されるよう支援して参りたいと考えています。

### 【要望要旨】

奈良県内の全ての市町村において、新入学児童生徒学用品費の支給時期を実態に見合ったものにしていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

質問者：藤野議員（民進党）

答弁者：知事

所管 教育政策推進室

**【質問要旨】****○教育問題について**

（1）「奈良県教育振興大綱」に基づき、義務教育及び高等学校教育や、その他本県の課題に応じた教育の充実に向け、どのように取組を進めるのか。また、特に、来年度に向けた義務教育や高等学校教育の取組について、知事の所見を伺いたい。

**【答弁要旨】**

教育振興大綱に基づき、どのように取り組むのかということでございますが、議員にお述べいただきましたように、私は、奈良県では、就学前教育、実学教育、障害者の教育、女性の教育、また、シニアも含めました生涯にわたって学ぶことのできる環境整備などが重要だと思ってきております。

今年の3月に策定いたしました「奈良県教育振興大綱」におきましては、本県の実情に応じまして教育の振興を図るため、乳幼児期から義務教育、高等学校・大学にわたる学びのステージごとの取組や、全国的に低位にございます学習意欲・規範意識の向上など本県の教育課題に対応した取組を定めて推進・改善したいと思っております。

本県の義務教育段階の子どもたちは、全国的な調査の結果から、学習意欲・規範意識など大変低い段階にございます。これらは非認知的能力と言われておりますが、それは、義務教育の学校で教えることもできるんですけども、学校でなかなか改善されない面がございまして、乳幼児期からの教育が重要でないかと言われております。このような非認知的能力向上のための就学前教育の内容充実のために、「奈良県版就学前教育プログラム」の策定に取り組みたいと思います。来年度は、幼稚園や保育所、認定こども園でのモデル実践に加えまして、身近でできる県独自の機会提供などにも取り組みたいと考えております。

また、高等学校教育におきましては、実学教育の重視が最も重要でございます。社会的・職業的自立に向けた、勤労観や職業観を醸成することを基本として、進学のための教育から、世の中で生きるための教育という風に大いに転換をしていただきたいと考えております。引きこもりを改善する、基本的には、世の中に出て力をつけることを教育の場で実践をしていただきたいと思っております。こうした観点から実学教育はとても大事でございます。イスと交流が始まりましたが、イスの実学教育はまことにすばらしいものでございます。これを学びながら、奈良県の実学教育のスタイル、大変遅れています実学教育のスタイルを確立したいと思っております。どのようにするかということでございますが、企業等がインターンシップを受け入れていただく機会を大幅に増やすことができたら、企業の中でや企業が色々営業の内容が変遷しますが、企業がどのようになっても働く人の研修がいろんな場でできますように、OJTと言われる企業内の研修だけでなしに、企業をはずれてもこの奈良県の地域では研修の機会があるよといったようなこともできればと思います。また、教員自身が例えばICTリテラシーが低いと、奈良県教員の結果で出しておりますが、教員のICTリテラシーを上げるための教育、教員に対する教育というのも重要なことかと思っております。

質の高い教育環境を整備するために、環境整備も必要かと思います。県立高等学校の耐震化や空調設備の導入、教育用・校務用コンピュータの整備についても検討を進めたいと思います。

大綱全体の推進に当たりましては、このような新しい試みを取り入れるとともに業績の目標を明確にして点検を重ねるP D C Aサイクルを実行していきたいと思います。

**【要望要旨】**

答弁いただいた就学前教育と実学教育の間にある義務教育と高等学校教育の分野もしっかりと見据えて取り組んでいただきたい。

コンピュータの設置、施設の整備、そして空調設備の設置も含めて取り組まれるということだが、しっかりと「人」に予算を投じていただきたい。

質問者：藤野議員（民進党）

答弁者：教育長

所管：教育政策推進室

【質問要旨】

○教育問題について

（2）学力向上に向けて、学習への姿勢も含め、学習意欲の向上を目指す取組について、現状と今後の方向性について伺いたい。

【答弁要旨】

全国学力・学習状況調査は、悉皆の実施から4年が経過し、過去4年間に蓄積された学校ごとのデータを分析したところ、学習意欲と学力には相当の相関が見られました。また、最も学力に影響する「授業が分かる」という質問項目と、「授業で自分の考えを発表する機会が与えられている」という項目間にも相関があることが分かってまいりました。議員お述べの熊野第三小学校においては、書道科の学習を通して学習規律もございますけれども自分の考えを発表する機会が与えられている例でもあると思われます。

今後、本県におきましては、子どもの学習意欲を高めるためには、単に子供に発表の機会を与えるにとどまらず、子供の学びを「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の3つの視点、いわゆるアクティブ・ラーニングの視点に立って改善していくことが最も大切であると考えています。

県教育委員会では、今年度、教員対象の「アクティブ・ラーニング研修講座」や、「アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善」をテーマに、約500人の教員の参加によるセミナーを行い、理解を深めたところでございます。

私は、子供の主体的な学びを引き出すには、教員の権威ではなく、教員自らが主体的に学ぶ姿を背中で見せることが大切であると思っています。そのため、今後は、アクティブ・ラーニングによる授業の実践モデルを教員が自発的に研究するなど、教員の学びの改善を促してまいりたいと考えています。

【要望要旨】

アクティブラーニングの取組には大いに期待するところ。また、教員の主体的な取組にも教育委員会で支援をいただきたい。

質問者 森山議員(民進党)

答弁者 教育長

所管 教育政策推進室

【質問要旨】

○奈良県教育振興大綱における取組について

小学生・中学生の規範意識、自尊意識及び生活習慣等に対する課題の解決に向けた本県教育振興大綱における取組について、今後、具体的には現場レベルにおいてどのように実行していくかと考えているのか伺いたい。

【答弁要旨】

議員お述べのとおり、全国学力・学習状況調査の結果によると、子供の規範意識や自尊意識、生活習慣に関する質問に肯定的に回答している本県の子供たちの割合は、年々改善されている項目もある一方で、全国平均に及んでおらず、本年3月末に策定された「奈良県教育振興大綱」には、重要業績指標として、平成31年までに全国平均以上にすることが盛り込まれました。

こうした目標の達成に向け、県教育委員会が取り組む事業も教育振興大綱には示されています。具体的には、学校・家庭・地域が連携・協働した取組として、登下校の安全の見守りや挨拶運動、清掃活動などに取り組むことを通して、子供の規範意識や社会性の向上を図る「学校・地域パートナーシップ事業」を県内28カ所で実施しているところです。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化等により家庭の教育力の低下が指摘されている中、家庭教育への支援が必要であると考えています。そのため、県内全ての小学4年生とその保護者に向け、家族との挨拶や会話など家庭教育で大切にすべきことや、小・中学校での成長段階に応じた学習習慣について示した「家庭学習の手引き」を本年度配布し、その活用を促しています。

県教育委員会では、教育振興大綱の着実な推進・実行のため、この10月に「教育政策推進室」を設置いたしました。今後、地域振興部教育振興課と一層連携を密にし、奈良県教育サミットを通して市町村とも教育課題を共有しながら、本県教育の充実に努めてまいる所存です。

質問者：樋川議員（創生奈良）

答弁者：教育長

所管：保健体育課

【質問要旨】

○学校における運動部活動について

大阪府は来年度から「ノーベル活デー」として、周に1回部活動を自粛する方針を発表されたが、県教育委員会ではどのような取組を考えているのか。

【答弁要旨】

運動部活動は、生徒がスポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を身につけることができるなど、様々な教育的效果が期待できます。一方、議員お述べのように、休養を伴わない過度の活動は、スポーツ障害や燃え尽き症候群いわゆるバーンアウトなど、成長期にある生徒の心身両面に悪影響を及ぼすことから、適切な休養日等の確保が必要であると認識しています。

教委が、本年10月に実施した運動部活動の取組状況調査では、公立中学校では63.6%・約2万2千名、公立高等学校では46.3%・約1万2千名の生徒が、運動部活動に所属して活動しています。

このように多くの生徒が日々熱心に活動している現状を踏まえ、県教委では、従前より校長会等で、運動部活動の適切な運営について、生徒・教員の健康面に配慮した活動や休養日の設定等を実施するようお願いしているところです。

また、運動部活動の適切な実施に向け、昨年から、スポーツ心理学・スポーツ栄養学等の専門的知識を有する大学教授等の指導者を中心・高等学校8校に派遣するスポーツ庁の「スポーツ医・科学を活用した高度な運動部活動指導体制の構築」事業に取り組んでいます。今後は、スポーツ庁がとりまとめる2年間の成果を中心・高等学校に普及して参ります。

さらに、生徒の健康はもとより、教員の負担軽減を図るために、12月中旬を目途に、市町村教育委員会及び県立学校に週一日の休養日の設定を通知するとともに、年1回の実態調査を行い、その取組を徹底して参る所存です。生徒の自主的・自発的な参加により行われる、部活動は、スポーツや文化等に親しませるとともに、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、適正・適切な休養を伴わない行き過ぎた活動は、勝利を追求するあまり本来の目的を見失うなど生徒・教員ともに、様々な弊害を生むと認識しています。

## 12月12日一般質問

質問者：中野議員（自由民主党）

答弁者：教育長

所管 学校教育課

### 【質問要旨】

#### ○道徳教育の充実について

道徳の教科化に向けて、今後、県教育委員会として、道徳の授業をはじめ、本県の道徳教育の充実をどのように進めようと考えているのか。

### 【答弁要旨】

道徳教育は、人が生きる上で必要なルールやマナー、社会規範などを身に付け、人としてよりよく生きることを根本で支える力を培うものです。平成30年度の小学校をスタートに順次教科化される道徳の授業では、読み物中心の受け身の従来型授業から、いじめなどに、教員が正面から向き合う「考え、議論する道徳」へと転換することが求められています。

県教育委員会では、道徳教育の質的転換を図るために、本年度小学校3校、中学校2校、高等学校1校を道徳教育推進研究校に指定し、検定教科書の導入に備え、問題解決的な学習や体験的な学習などを授業に取り入れ、多様で効果的な指導方法の確立を目指しています。

また、これまで都市単位で養成した道徳教育推進リーダーに対して、本年度は、今後副教材として活用する予定の県教育委員会作成の「奈良県郷土資料」を用いた効果的な授業の在り方についての研修を行うとともに、来年2月には、文部科学省の道徳の教科調査官による「今、求められている道徳教育の充実」と題した講演会を開催し、各学校に配置している道徳教育推進教師の参加も求め、推進リーダーが指導的な役割を担えるよう資質の向上に努めてまいります。

道徳教育の要となる特別の教科道徳は、主として児童生徒をよく理解している学級担任が担当するため、今後は道徳教育推進リーダー、推進教師、学級担任の連携を図り、道徳教育に組織的に取り組めるよう研修の充実を図ってまいります。



(平成28年12月13日(火) 第2委員会室)

平成28年12月

## 文教くらし委員会の概要

### 教育委員会

項目：県立畠傍高校で起きたプール事故について  
質問者：阪回委員 創生奈良

県立畠傍高校のプール事故の裁判について、専決処分で1億円の和解金で和解がされたが、内訳は、管理者賠償保険から5千万円、県から5千万円の負担である。熱中症による訴訟もあると聞いている。税金の投入により県民にも負担をかけている。再発防止の為にどのような取組をしているのか。

【回答】

第1審判決が4月28日にあり、これを受け、5月11日に開催した県内国公私立の全ての小中高等学校を対象とする「学校体育担当者会議」では、今般の事故の概要説明の後、「プールの水深とスタート台の高さに関するガイドライン」を遵守することや教職員の管理責任の及ぶ範囲等について注意喚起を行った。

また、5月13日に開催した「水泳プール安全衛生管理講習会」において、プールの衛生管理の要点だけでなく、飛び込み事故及び溺水事故について講義したところ。県立学校においてプールが設置されており、かつ運動部活動等で使用している学校の担当者を集め、ガイドラインを配布・説明し、その遵守を求め、加えて、プール入口には「生徒・教職員以外の無断立ち入りを禁ず」、プールサイド4面には「指導者の許可なく飛び込むことを禁ず」という看板を設置した。

公文書としては5月31日付で、教育長から各県立校長に対して、「学校におけるプール事故の防止について」を通知し、①水泳の授業では、飛び込みによるスタートは原則として行わないこと。②部活動において飛び込みを実施する際には、プールの水深及び水面からスタート台の高さを十分確認しガイドラインに沿って、生徒の水泳技能の習熟度を考慮して段階的に指導することなどを徹底させるとともに、市町村教育委員会に対しても、同内容の通知文を発出し、事故の未然防止のための注意喚起を行った。

県教育委員会では、このような事故を二度と起こさないよう、決して風化させることなく継承するとともに、様々な機会を捉えて事故防止に注力して参る。

(吉田保健体育課長)

マニュアル・啓発活動は、十分に取り組んでいただいているところと思うが、要望として、税金の投入となるので、県教委のマニュアルに反して事故が発生した場合は、税の投入はいかがなものかと思う。事故防止に努めていただきたい。

【要望】

項目：教職員の人事異動と教員採用試験での講師の加点について  
質問者：阪田委員

新規採用教員の人事異動と教員採用試験における講師の加点状況はどうなっているのか。

【回答】

新規採用教員の赴任校の決定は、受験資格として教員採用試験の受験案内に記載しているとおり、県内どこでも勤務できることとしており、赴任地の希望は認めていない。1月上旬の新規採用教員との面接時に、受験資格を確認しながら、本人から聞き取り、適材適所に配置している。ただし、家庭事情などの特段の事情があると認められる場合は、配慮している。

教員採用試験における講師の加点は、平成18年度教員採用試験から加点方式を導入していましたが、昨年度からは、直近5年間で通算3年以上の常勤講師経験があれば、教職経験特別選考で受験できるようにし、第1次試験における一般教養試験を免除としている。

(塩見教職員課長)

奈良県は広いので本人の希望を聞くと偏るので、奈良県の人事異動方針は理解できる。ただ、通勤時間がかかるなどのワークライフバランス、本人のやる気も考慮すると、本人の希望を勘案してやる気を引き出してほしいと考えるがどうか。

【回答】

新規採用者の初回の異動は、本人の希望は認めておらず、県が主体的に決めている。配慮しなければならない特段の事情があれば、丁寧に対応している。一般的の異動では、必ずしも本人の希望どおりにはならないが、調書を参考に丁寧に対応している。1月からの人事工具H.R.に同席し、丁寧な異動に努めている。

(塩見教職員課長)

項目 運動部活動について

質問者 阪回委員 創生奈良

部活動の過熱化によって、生徒に過度の負担を強いているのではないか。心身に悪影響を与える場合もあるので、指導者が適切な部活動の運営をすべきと考える。県教委の考え方を伺いたい。

【回答】

県教委では、適切な運動部活動の活性化や生徒の心身の発育発達に応じて健康面に留意した指導が展開されるよう、「運動部活動指導者・外部指導者研修会」を毎年2回、開催している。

その中で、スポーツ医学に基づいた科学的トレーニング論・スポーツ栄養学などについて、大学の教授等その分野の専門家を講師に招聘することにより、運動部活動指導者に科学的トレーニング、具体的には「パフォーマンス向上のためのトレーニングと休養の関係」などについても啓発しているところ。

また、スポーツ庁の委託事業である「運動部活動指導の工夫・改善支援事業」の中で、「スポーツ医・科学を活用した高度な運動部活動指導体制の構築」に取り組んでおり、スポーツ医学に基づいたより効果的な指導を支援するために、希望する学校にスポーツ医学指導者を派遣している。今後は、スポーツ庁がまとめた成果を中心・高等学校へ普及して参りたい。

県教委では、今後とも、適切な休養を伴わない行き過ぎた運動部活動により、生徒の健康面が脅かされることのないよう、様々な機会を通じて、運動部活動指導者に対して科学的トレーニングの実施を啓発して参る。

(吉田保健体育課長)

熱中症での事故が多発しているように思うが、正しい熱中症対策を学校現場に伝えなければならない。県教委の取組について伺いたい。

熱中症対策についてはこれまでから、毎年5月から複数回にわたり各市町村教育委員会教育長及び各県立学校長あてに通知文を発出するとともに、様々な注意喚起をあらゆる機会を通じて行っている。しかし、今夏には、大変不幸な出来事が発生したことについては、県教委として大変重く受け止めている。

熱中症対策が教職員や生徒等にどの程度徹底されているのか、実態を把握するため、「学校(園)における熱中症予防に関する取組の実態調査」を実施した。主な結果を紹介すると、学校において熱中症についての教職員研修を独立して実施しているかの問い合わせに対して、小学校73.6%、中学校77.9%、高校57.1%という実施結果が出ている。独立して開催していない学校については、職員会議や打合せ等の機会に資料等を印刷・配布し注意喚起を行っている。また、その研修会の中で救急車を要請する判断基準について確認しているかの問い合わせに対して、小学校で50.7%、中学校で63.5%、高校で38.1%という確認結果であり、これまで、いろいろな機会を通じて、熱中症防止の注意喚起を図ってきたが、学校での取組状況について、様々な課題が明らかとなつた。

県教育委員会では、これらの課題を整理するとともに、12月末に開催する「学校管理下の体育・スポーツ活動における事故防止検討委員会」の中で、その対応等についても協議していく予定。そして、検討委員会で協議されたものを報告書としてまとめるとともに、年度末には運動部活動指導者(外部指導者を含む。)を対象に悉皆研修を実施し、熱中症事故防止の徹底に努めて参る。

(吉田保健体育課長)

熱中症対策について、様々な場面を想定しておかなければならぬ。最近の温暖化に伴う気候も勘案して、次年度においても引き続き熱中症事故の防止に取り組んでいただきたい。

【要望】

項目	奈良県教育振興大綱における取組について
質問者	森川委員 民進党

教育振興大綱に示されている目標を達成するためには、忙しい現場の先生方の高い意識や使命感が必要。達成に向けてのフォローやチェックの体制はできているのか。

【回答】

大綱には平成31年度までの重要業績評価指標（ＫＰＩ）が設定されており、目標達成に向けた取組も示されている。

学校現場に対しては、市町村の教育長会や校長会などの機会を通じて、大綱について説明を行ってきている。また、課題の共有化が何より重要であることから、全国調査結果の経年比較や課題に関する要因の分析を行い、県教育サミットの場で説明するとともに、市町村ごとの課題と解決に向けた取組について情報交換や協議を行い、管内の学校への指導に役立てられるようにしている。

特に、目標達成に向けては、学校ごとに課題が異なることから、それぞれの実態を踏まえた分析を行い、重点目標を設定して取り組む必要があると考えている。県教育委員会では、各学校が自らの教育活動等を点検し、重点目標を設定できるよう作成した「学校診断マニュアル」の活用を促すなど、一人一人が教育活動を振り返り、課題意識をもつことでモチベーションを高く保てるようにしたいと考えている。

さらに、着実に大綱を推進・実行するため、10月に「教育政策推進室」を設置した。当室では、教委内で行っている取組を毎年度チェックし、点検・評価・改善を行うことで、達成につなげたいと考えている。具体的な取組の内容と指標をまとめた「教育振興大綱アクションプラン」を毎年作成し、これに基づき取組のチェックを行う予定。

今後は、これらの結果について、教育サミットなどで広報や協議することを通して、市町村や各学校の取組をフォローアップし、平成31年度の目標達成を目指す。また、本年度中に、教育振興大綱に掲げられた主な取組を広く周知するためのリーフレットを作成し、全ての教職員に配布する予定。

(荒木教育次長)

毎年チェックを行う体制を構築していくことで、目標達成は可能だと思うが、目標達成に向けて、現場の負担は強くなる。現場の先生方が高い目標への使命感を維持できるようご尽力いただきたい。

【要望】

項目	生活支援アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）の活用について
質問者	岡委員 公明党

平成28年度奈良県教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書（p33）に掲載されている「生活支援アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）」の活用について伺いたい。

【回答】

現在、県教育委員会では7名のスクールソーシャルワーカーを雇用し、うち1名を高等学校に、2名を市町村の教育委員会に派遣している。他の4名については、生活支援アドバイザーとして県教委に配置している。この中には、福祉的なアドバイスのできる社会福祉士の資格と、発達障害等の精神的な面でアドバイスのできる精神保健福祉士の資格をもつ者がおり、市町村教育委員会や県立学校からの要請に応じ、即座に現場に出向きケース会議等を開き、その中で、スクールカウンセラーが対応するのか、医療機関につなぐのか、福祉担当課と連携を図るのか等の見立てを行っている。

現在も、多くの学校で活用いただいているが、今後一層この職の周知を図る所存である。  
(春田生徒指導支援室長)

初期段階で適切な対応ができるよう、先生方が相談しやすい環境づくりに努めていただきたい。

【要望】

項目	敵対高校プール事故の和解に関する対応について
質問者	岡委員(公明党)

総務警察委員会で所管されているが、文教くらし委員会に関係するので、敵対高校のプール事故に関して、専決処分に至った経緯を時系列的にもう少し詳しくお教え願いたい。

【回答】

今回の和解については、大阪高等裁判所から提示された和解案を根拠にするものであり、先の9月16日に県の代理弁護士を通して受理した。県としては、裁判所が示した和解案が、司法が下した公式見解であることから、県の顧問弁護士など、複数の弁護士とも相談をしながら検討を進めてきた。当和解案については、県の主張が相当程度認められたものであると考えていたところである。この後、9月の定例県議会終了後の10月11日に、控訴人が和解に応じる意向であるということが判明したことから、和解の成立要件が整い、大阪高等裁判所が提示した和解期日である10月17日に、和解が成立したもの。このような経緯のもと、地方自治法第179条第1項にもとづいて、和解について専決処分をした。  
(香河学校支援課長)

10月11日に和解に応ずるという相手方の話があり、6日後の17日に和解に踏み切ったということであるが、裁判の和解ということでデリケートな部分があり、時を逃すといけないということがあったのかもしれないが、和解金額が1億円ということであり、金額が大きい。何か方法がなかったのかなと思う。委員長も議長もご存じなかったように聞いている。我々文教くらし委員会の委員も、決裁されるまでほとんどが知らなかつた。たとえば、緊急にこの委員会を招集して報告するなり、それが無理だったら、和解という結論を出す前に、何らかの形で議会に報告や相談があるべきではなかつたのかなと思う。結果として、仕方なかつたのかなという思いもあるが、ちょっと乱暴な運び方をされたという気がするので、これは意見として申し述べておきたい。

何か、反論などあれば言って欲しい。

【回答】

反論はない。附帯控訴の報告を議会で承認いただいた直後の10月11日に、相手方が和解に応じるという意向を示した。我々は当初和解で進めていたが、相手が和解に応じなければ、議会に和解という報告もできないということであったので、事前に結論というものがみえない中で、議会への報告ができなかつた。17日に正式に和解が成立したことになるが、ここで議会を延長させていただくとか、委員会を開いて結論をお話しさせていただくということが、なかなか難しかつた。和解しないという結論であれば報告はできたが、和解をするということの事前報告をしたときに、相手方が和解に応じないという可能性があったので、議会中にその結論を言えなかつたということである。ただ、ここに至るまでの経緯、第一審の判決であるとか、その後の高裁の第1回の口頭弁論が9月にあったということも含めて、丁寧な説明を怠つたと考えている。今後は、議会にそういった説明を丁寧にしながら、十分ご理解いただけるように、対応して参りたい。

(吉田教育長)

これ以上責めるつもりはないが、(附帯)控訴するということで10月7日に議会で方向付けをしたが、向こうが、11日に和解に応じてきたという流れに変わつたと、いう風な説明であった。

【回答】

9月2日には高裁の第1回の口頭弁論があつたが、附帯控訴をしたのは、8月12日である。この専決処分を、9月の議会にかけさせていただいて、その承認が10月7日になつたが、そこまでの間に高裁の口頭弁論があつた。その進捗状況、高裁の口頭弁論、高裁の和解案、それから意思決定をするという流れについて十分説明できていなかつたということを、反省している。

(吉田教育長)

最終的に、その和解に応ずるということを決断されたのは、誰になるのか。知事になるのではないか。

【回答】

最終的には知事になるが、教育委員会内部での意思決定も当然ある。

(吉田教育長)

最終的にお金が出ていく話であるから、当然、理事者側の執行権のある知事が領かない限りは、できなかったのではないか。だから教育長だけを責める気はないが、最終的に執行権をもっている知事が、議会との関係において、そのことを十分に説明されなかつたことについては、言いたい部分がある。いずれにしても、事務方である教育委員会が苦労していることはよくわかるし、それについては、特段批判する気はない。ただ今後、教育長が答弁されたように、やはりいろいろな人の意見も聞きながら、特に、委員長なり議長に一報を入れておけば、この話は収まったと思う。ほとんど知らない中で、突然決まったって感じがしたので、我々議会人からすれば、これは議会軽視的な意識があるのでないかという疑問を持たざるを得なかつた。ここが一つの原因となつていると思うので、今後お互いに、緊張感ある仕事をしていきたいと思う。

【要望】

項目：いじめ問題について  
質問者：佐藤委員・日本維新の会

文部科学省の調査結果によると、平成27年度のいじめの認知件数は全国的に増加するとともに、奈良県においても大幅に増加しているが、このことについて教育委員会としてどのように取り組んでいくのか、所見を伺いたい。

【回答】

議員お述べのとおり、平成27年度における本県のいじめの認知件数は、国公私立の小学校で2,712件、中学校で1,274件、高等学校で247件と、2,859件増え、4,233件と前年度の約3倍となっている。このことは、これまでトラブルと捉えていたことを含めていじめと認知するなど、教職員がきめ細かな見守りと、積極的認知に努めた結果であり、国のいじめ防止対策推進法や、本年3月に策定された県の基本方針にも沿った対応として、本年10月に県内のいじめ防止に係る機関や団体の連携を目的に設置された「奈良県いじめ対策連絡協議会」でも確認いただいた。

さらに、奈良県は、いじめの解消率が少し下がっている反面、一定の解消が図られたが、継続支援中という件数が増えている。これは、謝罪がすめば終わりではなく、いじめ被害にあった子どもたちを教員が継続的にしっかりと観察しているということである。つまり、しっかりと認知し、見守りを継続しているということを実証している結果であると考えている。

また、本来は、いじめを起こさないということが大切であるため、人権教育や道徳教育など、その他を含めて、いじめの問題へは総合的に取り組んでまいりたい。

(春田生徒指導支援室長)

解消率については非常に重要と考える。

いじめの認知件数については各都道府県間の差だけでなく、本県をはじめ同一都道府県においても年度により差がある、今後もしっかりとした実態把握に努めてもらいたい。

【要望】

また、今後、スクールカウンセラーの連携をどのように進めていくのか。

【回答】

スクールカウンセラーをはじめとする外部人材の資質向上のための取組としては、スクールカウンセラーについては年間3回、児童相談員・大学生ボランティアについては年間2回の研修会を実施している。

また、各学校に配置したカウンセラー等を支援するため、配置校で解決困難な事象が発生した場合等には、担当指導主事や校長OBからなる生徒指導支援アドバイザーを学校に派遣し助言を行う他、カウンセラーへのアドバイスを行うスーパーバイザーからも助言等を行い、学校現場でのOJTにも努めてまいりたいと考えている。

(春田生徒指導支援室長)

県内でも各地域の特性があることから、それぞれのスクールカウンセラーが、いじめや問題となる事象が確認できた場合は、速やかに連携がとれるよう情報交換や対策がとれる組織を目指してほしい。

また、学校と地域、保護者との連携も必要である。

今後も、いじめを解消していくために、的確にアドバイスをしていくことが大切である。

【意見】

項目 教職員の今後の採用について

質問者 佐藤委員 日本維新の会

教職員の今後の採用が気がありである。財務省は、少子高齢化の中で、今後10年間で子どもの人数が119万人の減少、学級数が3万以上の減で5万人の削減ができるとしている。文部科学省は、1万5千人に留めるべきとしている。奈良県の方向性は、どうなのか。

【回答】

文部科学省は、平成29～38年までの10年間で、45,400人が自然減する中で29,760人の定数改善を計画し、差し引き15,640人の減としている。その中で、平成29年度は、3,060人の教職員定数の改善を概算要求に盛り込んだ。

一方、財務省は、平成38年までの10年間で学校数や学級数に応じて配置する「基礎定数」と約44,000人の減とし、教育上の特別の配慮などの目的で配置する「加配定数」約5,000人の減と合わせて約49,000人を削減する案を示している。

県としては、今後の国の動向を注視しながら、対応して参りたいと考えている。今後の教員採用にあたっては、児童生徒数の減少を念頭に、教員の年齢構成のバランスを考慮した平準化を勘案しながら、講師率も考慮し、採用数を決定していきたい。

(塩見教職員課長)

国立人口問題研究所の生涯人口推計によると、2015～2040年において、5～14歳の奈良県の子どもたちは43,440人の減で、37.1%の減となり、近畿府県と比較しても減少率が高い。今後、教員の採用は減っていくと思われるが、教員の年齢構成は緩やかな波形で、特に50～60歳代の教員が多く自然減に合う。しかし、教育現場は少人数制等の行き届いた指導が必要であり、部活動のあり方、教員の勤務超過などの課題がある。別の観点で、今後10年間、教員の採用数に関わる学級編成をどうしていくか検討していく必要がある。

【意見】

項目：小中一貫教育について  
質問者：深田中副委員長（自由民主党）

現在、小中一貫教育に取り組んでいるところは、どれくらいあるのか。また、どういうメリットがあつて推進していくのか。

【回答】

国によると、小中一貫教育とは、小・中学校段階の教員が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育である。また、それによく似た形の小中連携教育とは、小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育であると示されている。

現在、本県では、小中一貫教育が5市町村で行われており、また、小中連携教育が15市町村で実施されている。

また、文部科学省の実態調査などによると、小中一貫教育によるメリットは、児童生徒に対しては中学校の不登校出現率の減少、いわゆる中1ギャップの解消や規範意識の向上、異年齢集団の活動による自尊感情の高まりなど、また教職員に対しては児童生徒理解や指導方法改善の意欲の高まりなどが報告されている。

市町村立学校における小中一貫教育制度の導入については、設置者である市町村が、地域の実情を踏まえ教育の充実をどのように図るのかという視点から判断するものである。そのため、県教育委員会では、導入を検討している市町村に対し、教育課程の系統性や小・中学校教員の指導力向上に向けた取組の支援などを行っているところである。

(深田学校教育課長)

都市部における小中一貫教育の事例はあるのか。

【回答】

例えば奈良市では、富雄第三小中学校が施設一体型の施設形態で小中一貫を行っている。また、御所市、生駒市、明日香村などでも小中一貫教育が行われている。

(深田学校教育課長)

小中一貫教育の趣旨を踏まえ、各市町村教育委員会や学校への支援を要望する。

【要望】

項目	ICT教育の充実について
質問者	吉田副委員長(自由民主党)

村費教員が多く採用されていると聞く。このことについて先日、教育長はICT教育の環境整備に力を入れた方がよいと話していたが、教員のICT活用力が低いというデータがある中で、教員のICT活用力の向上を含め、どのように取り組んでいくのか。

【回答】

各市町村の教員のICT活用力については、まだ向上は図れていないと考えている。教員定数については標準法に基づき対応しているが、その上で村費講師を入れることで単式学級を保障することが続いている現状に警鐘を鳴らしたいという思いで話した。複式学級でも一人の担任に安心して任せることはできると考える。しかし、単式で授業をすることも時には大切である。集団での教育など、複式学級の指導の利点も生かしながら、どのように教育課程を編成すべきかについて、現在学校教育課で検討している。ICT教育の有効性については、6月に東吉野小と川上小の算数の遠隔授業の視察をした際、互いに意見を交わし、生き生きと取り組む児童の姿を見て実感している。また、教員のICT活用における指導力向上も目のあたりにした。現在も指定研究を実施しているので、これらの利点をより一層全面的に打ち出していくたい。

(吉田教育長)

項目	学校の適正規模・適正化について
質問者	宮本委員長(日本共産党)

法令によると、小・中学校共に12学級以上18学級以下が標準とされており、25学級以上は大規模校、31学級以上は過大規模と示されている。

本県においてこのような大規模校、過大規模校がどれくらいあるのか。

また、文科省は、過大規模校の新設に対しては国庫補助を行わないという措置をとっているが、このことについてどのように周知されているのかお聞きしたい。

【回答】

標準規模が12~18学級、25学級以上が大規模、31学級以上が過大規模となっており、過大規模校については解消を図るように通知が出ている。

本県では、今年の5月1日現在、小学校で大規模校が5校、過大規模校が1校、中学校では大規模校が1校である。

国の通知等に関しては、県から各市町村に通知しているが、学校の適正規模・適正化など、市町村立小・中学校の設置の在り方について最終的に判断するのは学校設置者である市町村である。

県教委としては、それぞれの地域で子供たちを健やかに育んでいくために、「最善の選択」になるように支援してまいりたい。

(深田学校教育課長)

王寺町では、小学校3校と中学校2校を再編して、小中一貫校を2校にすると聞いている。1000人規模の学校が2校でき、学級数が31を超える可能性があり、過大規模になるのではないかと気になっている。

適切な対応と支援を求めておきたい。

【要望】

項目 全国学力・学習状況調査について

質問者 宮本委員長(日本共産党)

全国及び奈良県学力・学習状況調査の調査結果について、他の学校に比べて低いとか、場合によると去年に比べて下がったとか、調査結果の数値のみに关心をもっている発言等をよく聞く。教員や児童生徒に非常にプレッシャーのかかる状況である。これは、全国学力・学習状況調査についての文部科学省の趣旨とはかけ離れている。このようなことについて、県教委としてどのように考えているのか。

【回答】

全国学力・学習状況調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることがある。

文部科学省では、本年度の4月と8月の2回、「数値データによる単純な比較が行われ、それを上昇させることができない」という旨の通知文を発出しておらず、市町村教育委員会を通して各学校にも周知を図っている。

今後も県教育委員会では、全国学力・学習状況調査の趣旨を踏まえた上で、適切な取組が進められるよう様々な機会を捉えて指導してまいりたい。

(深田学校教育課長)

全国学力・学習状況調査については、4月と8月に文部科学省から、適切な取組についての通知が出されているにも関わらず、1点を争うようなプレッシャーのかかる状況があり、ゆゆしき事態である。どのようにすればこのような問題を克服していくか、教育長は考えているのか。

【回答】

私は、学習する意欲や運動する意欲など、意欲や規範意識を大事にしている。県独自の学力・学習状況調査を小4と中1で実施している。小4で実施する理由は、小3までの基本的な知識を把握して小4からの指導に役立てることと、家庭教育が大事であることを家庭へ発信するためであり、県教委では同時に「家庭教育の手引」を作成、配布した。また、中1での実施理由は、小学校で身に付けた力を把握することの重要性を中学校の教員にも発信したいからである。加えて、中1の生徒、保護者に「進路の手引」を作成、配布したいと考えている。

(吉田教育長)

項目 小中学校のトイレの洋式化について

質問者 宮本委員長（日本共产党）

今年の4月に文部科学省が全国の小中学校のトイレの洋式化率を調査した。学校の関係者に聞くと、学校の設備の中で改善してほしい点は、校舎の雨漏り、階段の老朽化、もっと言えばエアコンの設置など色々あるが、やはり小学校の低学年に関して言うと、和式のトイレをなかなか使い慣れてないし、指導して使い方を教えたとしても、どうしても清潔感が保てないようになるということで、洋式化を求める声が非常に強い。

4月に調査した本県の洋式化率について、全国の状況と比べてどうかということをあわせてお答えいただきたい。

【回答】

文部科学省では平成28年4月1日現在の公立小中学校施設におけるトイレの状況について全国調査を行い、先日この結果が公表された。全国で言うと、公立小中学校施設のトイレの洋式化率は、43.3%であった。一方、奈良県における洋式化率は、34.9%であった。

市町村立小中学校の施設の整備については、一義的には設置者である市町村で行っていたところ。市町村に対しては国の財政支援等について、今後も引き続き丁寧に情報提供等行ってまいりたい。

（香河学校支援課長）

トイレの問題について、洋式化率を述べられた。高いところを言うと、神奈川県が58.4%、沖縄県が54.7%ということもあるので、市町村のがんばりを期待したいところだが、興味深い調査があり、小林製薬が今年小学生と保護者600組を対象とした調査によると、学校でいわゆる大便をしないと答えた児童が31%。和式が使いづらいとかいろいろな理由で我慢をしている。特に男子は39%と多かったということで、こういった健康に関する問題になってきているということを、ぜひ改めて認識していただき、情報発信に努めていただきたい。

【要望】



(平成28年12月14日(水)第1委員会室)

平成28年12月

## 総務警察委員会の概要

### 教育委員会

項目 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について  
質問者 川田委員 日本維新の会

県立畠傍高等学校プールにおける飛び込み事故について、和解に至るまでの経緯を教育長に伺いたい。

【回答】

平成24年8月12日に県立畠傍高校の卒業生、女性が、高校の水泳部の練習に参加した際、スタート台横付近から飛び込みを行ったところ、プール底面に頭部を打ちつけ頸髄損傷を負った。障害は1級認定であった。

これに関して、当該卒業生が原告となり、損害賠償約2億1500万円を求める訴訟が平成26年2月24日奈良地方裁判所に提起された。

平成28年4月28日に奈良地方裁判所より第一審判決が言い渡された。判決は、約6700万円の損害賠償、過失割合は県が4割原告が6割という内容であった。

県は、奈良地方裁判所の第一審判決を真摯に受け止め控訴を見送ったが、原告が控訴し、その請求内容があまりにも過大であったため、8月12日に附帯控訴を行った。この附帯控訴の専決について議会承認をいただいたのが、10月7日であった。

しかし、既に大阪高裁で、9月2日、議会開会前に第1回口頭弁論があり、同日に結審した。その後、9月16日に大阪高等裁判所から県の主張が相当程度認められた和解案を教育委員会で受理した。この和解案は、司法が下した公式見解であることを踏まえ、代理人弁護士と県の顧問弁護士など複数の弁護士の意見も参考に検討を重ねた。知事、副知事等とも協議を行い、10月に入り和解に応じる方向で検討を進めた。その後、9月定例県議会閉会後の10月11日に相手方が和解に応じる意向を示したことと和解の成立要件が整い、10月17日に専決処分により和解が成立した。

今回の和解に至る中で、県議会議員のみなさんに、経緯とともに高裁での審議の進捗状況をその都度説明しながら、理解を

していただくことが十分でなく、今後このようなことのないよう努めて参りたい。

県教育委員会として、再び同様の事故を起こさないよう、プールを含めた学校の安全対策に万全を期して参る。

(吉田教育長)

専決処分をしたのは、知事であり、教育長にはその権限はないと理解している。

知事、副知事を含めた中で、検討を重ねたと聞いていますが、9月16日に和解案が高裁から示され、その後、約1ヶ月間の期間があった。その間、県議会が開催されていたが、報告がなかった。その後、県議会が閉会し、和解まで10日間ほどあった。附帯控訴の報告もあり、議会招集をできたのではないか。

【回答】

弁護士との相談にも一定の日数が必要であったことや、和解の方向で進めることにはなっていたが、相手方が和解に応じるかどうか、ぎりぎりまでわからなかつた。県が和解に応じる方針をとっても、相手方が和解に応じなければ、和解は成立しないので議会への報告もできなかつた。相手方の和解に応じることの確認が取れたのが10月11日であったので、議員の皆さんへの報告が不十分になつた。

(吉田教育長)

相手方が和解に応じるか否かに關係なく、県は意思決定すべきであり、そのことを問うていなくてはならない。議会の手続き上のことと、地方自治法第179条に議会に議会が成立しないとき開会しない要件が示されている。このことから、議会招集し、その賛否は別にして、議論されなければならない。議会を招集する手続き上、どうであったのか。

【回答】

議会閉会後、10月17日までの短い期間に議会を招集しなければならなかつたこと、相手方の方針がわからなかつたため、県が和解に応じることを議会に提案し承認いただいた後に、和解不成立を報告しなければならなくなることを危惧した。

(吉田教育長)

相手方が和解に応じる応じない方針にかかわらず、地方自治法第179条違反であり、議会の招集もかかっていなかつた。なぜ議会の招集をかけなかつたのか。

なお、相手方の利益にも関わること、裁判所で合意形成がされていることなので、裁判内容についてでなく、議会招集の手続きにかかる地方自治法第179条違反、議会軽視についての所見を聞いている。

【回答】

和解にかかる事案であるので、控訴人が和解に応じるかどうかが、和解の成立においては、極めて重要であり、それが10月11日まで不分明であり、和解に応じることを確認できたのが10月11日で、和解期日の10月17日まで、土曜日、日曜日を除いて、中3日間しかない状況であり、地方自治法第179条第1項における、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がない場合に該当すると判断した。違法とは、考えていない。

(一松総務部長)

議会軽視に当たる内容と考える。今後このようなことのないようしていただきたい。

【回答】

結果として、短期間に専決処分を繰り返すこととなった。今後も地方自治法に則った適切な対応をして参りたい。

(一松総務部長)

相手の方針とは別に、必要な議案の提案をしていただきたい。

【要望】



## 文教くらし委員長報告

文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月十二日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十二日に委員会を開催し、付託されました議案三件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第九十八号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第九十二号中・当委員会所管分及び議第百二号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決せんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

# 総務警察委員長報告

総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月二日、十二日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十四日に委員会を開催し、付託されました議案九件及び請願二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第九十三号中・当委員会所管分、議第九十八号中・当委員会所管分及び議第九十九号中・当委員会所管分につきましては、賛成多数をもちまして、また、議第九十五号、議第百号中・当委員会所管分、議第百一号、議第一百二号、議第百九号及び報第二十九号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、請願第一号「県の機関における行政書士法の遵守徹底による窓口規制の適正化と行政手続法・行政手続条例の遵守を求める請願書」につきましては、全会一致をもちまして採択することに決しました。

また、請願第一号「高等学校等の無償化に関する請願書」につきましては、自由民主党委員から、財政負担の問題に加え、請願内容が不明確で、他府県の私立高等学校等に通学する場合も対象に含むように読めるので、請願の修正が必要との理由により、継続審査を求める意見がありました。

いずれも起立採決の結果、継続審査は賛成少數で否決され、  
続いて本請願は賛成多数をもちまして採択することに決し  
ました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審  
査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につき  
ましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対  
策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに  
審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の  
規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに  
審査できるよう議決せんことを望みまして、総務警察委  
員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上  
げます。